

## 第30回公正取引委員会契約監視委員会議事概要

- 1 日時 令和2年6月29日（月）13：00～14：00
- 2 場所 中央合同庁舎第6号館B棟19階 公正取引委員会 審判廷
- 3 出席者  
（委員）池谷委員，中村委員，南島委員
- 4 議事概要
  - （1）開会
  - （2）調達案件の審議  
令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間に締結した契約のうち，各委員が抽出した調達案件3件について審議が行われた。審議の概要は別紙のとおり。
  - （3）閉会

意見・質問	説明・回答
○ コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査に係るコールセンター等業務（入札案件）	
<p>コールセンター業務の延長として、加盟店からの依頼に対応してWEBの回答フォームにアクセスするためのURLなど回答用のデータを電子メールにて送信する業務もあったとあるが、依頼は何件ほどあったか。</p>	<p>回答用データを電子メールで送信したのは55件であった。</p>
<p>落札率がかなり低くなっているが、その要因は何が考えられるか。</p>	<p>落札者から聞いたところ、落札者は令和元年度から官公庁の入札参加資格を有したばかりで、官公庁との取引実績がほとんどなく、受注意欲が強かったために思い切った金額を提示したとのことであった。</p>
<p>入札段階では落札者の官公庁の受注実績について分からないものか。</p>	<p>金額の大きな案件であれば、過去の実績を入札参加資格にすることがある。しかし、本案件は小規模で、過去の実績まで求めていなかったため、官公庁の受注実績は分からなかった。</p>
<p>次年度以降、類似の案件があった場合に本案件のような低い価格になることは考えにくいという理解でよいか。</p>	<p>本案件では、落札者の受注意欲が強かったことから落札率が低くなったと分析しており、類似の案件で同様になるかは分からない。</p>
<p>このように落札率が低い場合、民間の実績など問うことはないのか。</p>	<p>内部の規定に基づき、入札価格の調査を行うことはある。ただし、本案件はその対象となる基準ではなかったため、問わなかった。</p>
<p>予定価格の設定は妥当であったと考えてよいか。</p>	<p>本案件には、12者が参加したが、予定価格を超えた業者も複数おり、予定価格の設定に問題はなかったと考えている。また、本案件では類似の案件で受注実績のある複数者から事前に参考見積りを取り、積算の参考にしている。</p>
<p>予定価格の設定について、過去の実績は余り重視しないのか。</p>	<p>類似の案件においては過去の実績も参考にしているが、本案件は初めての案件であった。</p>
○ 中央合同庁舎第6号館B棟8階DFTラボ新設工事等（入札案件）	
<p>落札者以外にも入札説明書の交付を受けている業者が複数あるが、参加しなかった理由は聞いているか。</p>	<p>担当から声掛けした複数者から参考見積りが提出されたが、入札に参加したのは1者のみであった。参加しなかった業者にヒアリングを行</p>

	<p>ったところ、施工時期が年度末の繁忙期に当たり人員の手配が難しいということであった。</p>
<p>なぜ年度末の調達になってしまったのか。</p>	<p>事情として2点挙げられる。1点目は、予算の執行状況を見て本年度中に調達することとしたために年度末近くとなってしまった。2点目は、本案件のような規模の工事实績がほとんどなく、設計書の作成等に時間が掛かったためである。</p>
<p>本案件の入札参加資格の設定を「B」、「C」又は「D」等級としているが、設定の考え方を教えてほしい。また、「A」等級の業者が入札してもよいとも考えられるが、公正取引委員会はどのように考えているのか。</p>	<p>本案件の規定上の入札参加資格は「D」等級である。しかし、入札参加者を集めやすいよう、日頃から広めに等級を取るよう努めている。本案件は「A」等級の事業者でも施工は可能であるが、中小企業を活性化させる観点からも、必要以上に対象等級を広げることは避けたいと考えたものである。</p>
<p>1者のみが入札だったが、品質面での問題はなかったか。</p>	<p>仕様のとおり実施されており、問題はなかった。</p>
<p>調達時期を翌年度にするという選択を取れば、期間に余裕をもって入札参加者も集まったのではないかと考えられるがどうか。</p>	<p>業務に必要不可欠な工事であり、できる限り早く行う必要があった。ただし、一者応札となった結果を踏まえ、今後の調達の参考にしたいと考えている。</p>
<p>入札の公告から開札までの期間が3週間と長い理由はなぜか。</p>	<p>本案件では、入札参加者を集めることも重要であると判断した。年末年始を挟んでおり、実質1週間は業者も休みであると考えたため、3週間という期間を設けた。</p>
<p>本案件の工事は何か特別な専門性はあったのか。</p>	<p>工事自体に専門性はなく、落札者以外の多くの業者でもできる工事であった。</p>
<p>○ 公正取引委員会ホームページシステムにおけるコンテンツ・デリバリー・ネットワークサービスの導入作業及び提供業務（不落随意契約案件）</p>	
<p>本案件で調達したサービスの販売展開が可能な国内業者は何者あるのか。</p>	<p>具体的な数は把握していないが、調達前においても複数者から本サービスについての情報収集を行っており競争は可能であるといえる。</p>
<p>本案件で調達したサービス以外は考えていたか。</p>	<p>調達前において本サービス以外のサービスについての情報収集を行い、検討を行った。</p>
<p>一者応札となった原因は何か。</p>	<p>本件では、予算要求の段階から複数の事業者</p>

	<p>から情報収集を行い、計画を進めていたが、入札参加者以外の事業者は時期の折り合い、技術担当者が人員の確保ができないなどから、辞退された。</p>
<p>裁判所の判例等、政府内の類似のサービスの調査は行わなかったのか。</p>	<p>新システムを作るのであれば、調査は行うが、本案件は、既に整備されているホームページシステムに対して追加することが目的であるので、本件調達に当たり政府内の類似のサービス状況などは調べていない。</p>
<p>システム関係であると、最初のサービスを導入すると、他の業者への切り替えが難しいと聞くと、本案件ではどうであったか。</p>	<p>たしかにシステム全般として当初に組み込まれた設定が影響して他者への切り替えが困難な事例もあるが、本件でいえば、調達仕様においても独自の技術を用いないものとしており、今後、同様のサービスを調達するに当たっては、落札者以外が本サービスの提供ができればほかの業者の切り替えは可能であり、問題はないと考えられる。</p>
<p>コンテンツ・デリバリー・ネットワークサービスを提供できる業者は何者あるか。</p>	<p>具体的な数は把握していないが、インターネットサービスプロバイダー事業者や動画コンテンツ管理サーバーのクラウドサービスを展開する事業者等が該当すると考えており、競争がなくなることはないと考えている。</p>